

栃木県における基本計画の概要

計画のポイント

本基本計画は、本県産業振興施策の基本指針である「とちぎ産業成長戦略」を基に、県と全市町とが連携して策定しており、国はもとより市町、各支援機関等との緊密な連携のもと、成長ものづくり分野等において、県内企業が未来に向けて踏み出すための「地域経済牽引事業計画」の策定促進、更には個々の事業計画の実現に向けて支援を展開する。

促進区域

栃木県全域（宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町）

経済的効果の目標

促進区域の全産業付加価値額が5年間で5%増加することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること（①～⑦のいずれか）】

- ① 栃木県の重点5分野（自動車、航空宇宙、医療機器、光、環境）の産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 栃木県のイチゴや二条大麦等の県産農産物を使用した食品産業等の産業の集積を活用した食品関連産業分野
- ③ 栃木県の「とちぎヘルスケア産業フォーラム」の知見を活用したヘルスケア関連産業
- ④ 栃木県内の宇都宮大学等の高等教育機関、地域ソフトウェアセンター等の知見を活用した第4次産業革命
- ⑤ 栃木県香港駐在事務所やジェット口栃木貿易情報センターの知見を活用した海外販路開拓分野
- ⑥ 東北縦貫自動車道等の交通・物流インフラを活用した物流関連分野
- ⑦ 栃木県内の日光国立公園、世界遺産・日光の社寺、観光農園や農業体験、益子焼等の地場産業等の観光資源を活用した観光

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- ・付加価値増加分：4,693万円超

【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】

- 取引額：5%増加
- 雇用者数：5%増加
- 売上げ：5%増加
- 雇用者給与等支給額：5%増加

制度・事業環境の整備

- ・ 地方創生関係施策、設備投資促進制度等の充実等
- ・ 栃木県産業技術センターが有する研究成果・技術情報の情報提供、公共データの民間公開
- ・ 事業者からの事業環境整備の提案への対応、栃木県産業技術センターの機能強化 等

地域経済牽引支援機関

栃木県産業技術センター、（公財）栃木県産業振興センター、とちぎ産業振興協議会、とちぎロボットフォーラム、とちぎヘルスケア産業フォーラム、とちぎ地域企業応援ネットワーク 等

《促進区域図》

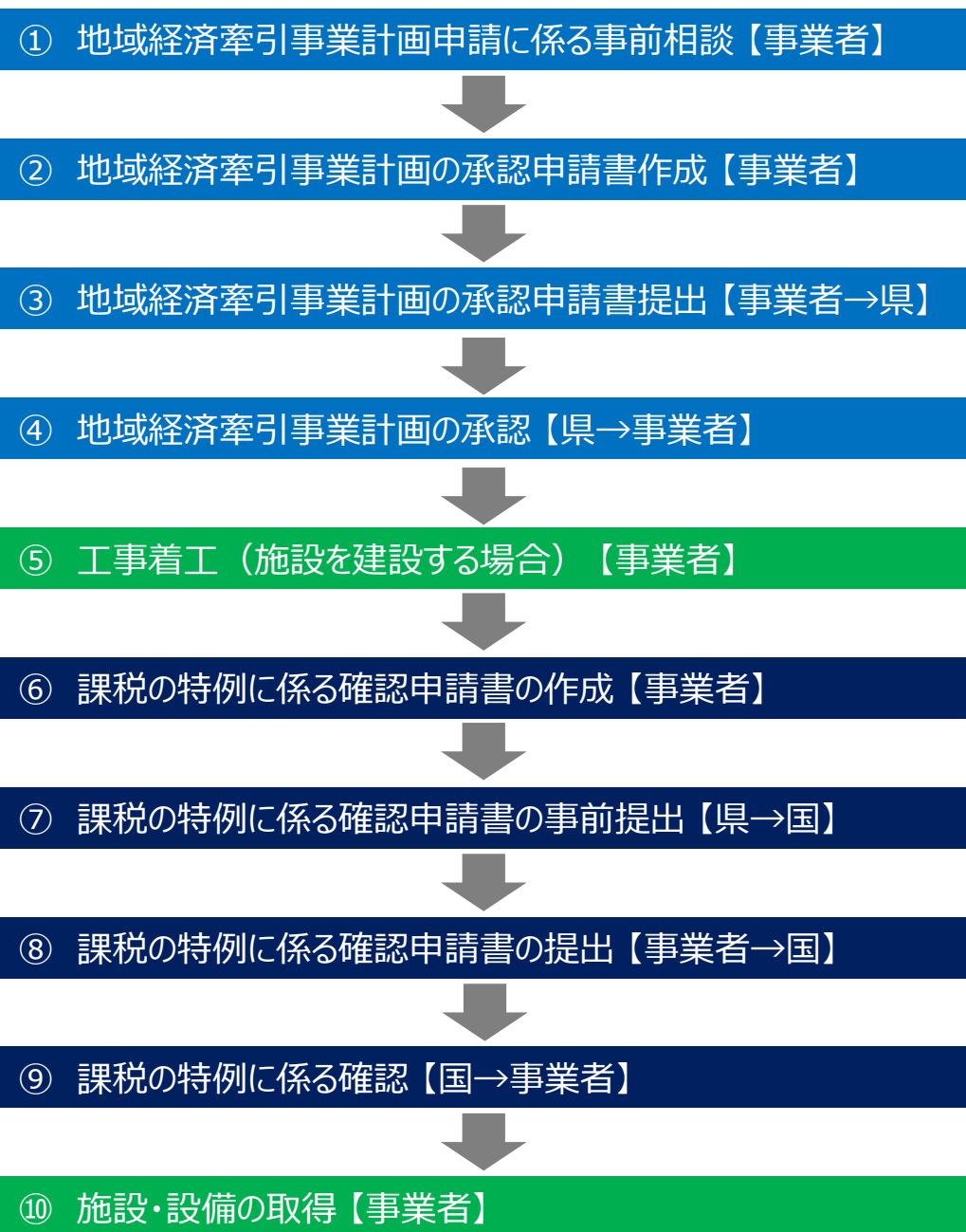


計画期間

計画同意の日（平成29年9月29日）から令和4年度末日まで

地域未来投資促進法関係 事務手続きの流れ

〔課税の特例の適用を受ける場合〕



手続き内容	申請期限等
① 県産業政策課への事前相談 ・事業計画(投資計画)や計画承認要件等の確認 ② 承認申請書の作成 ・事業者において承認申請書案の作成 ・県において承認申請書案の内容を確認 ③ 承認申請書の提出 ・承認申請書及び関係書類を県に提出 ④ 地域経済牽引事業計画の承認 ・県から承認通知を事業者に送付	・施設の 工事着工前 ・設備の 発注前 (約1月前)
⑥ 確認申請書の作成 ・事業者において確認申請書案の作成 ・県において確認申請書案の内容確認 ⑦ 確認申請書の事前提出 ・国において申請処理に係る主務官庁を調整するため事前に確認申請書案及び地域経済牽引事業計画(作成中の場合は案)を県から国に提出 ※申請期限の約2～3週間前 ・併せて、国において確認申請書案の内容を確認	・施設、設備の 取得前 ※国に課税の特例に係る確認を受けた後に取得した設備等が課税の特例の対象 ※国の課税特例に係る確認のスケジュールは、経済産業省ホームページで確認
⑧ 確認申請書の提出 ・確認申請書及び関係書類を国に提出 ⑨ 課税の特例に係る確認 ・国から確認書を事業者に送付	※国の課税の特例に係る確認日は申請期限の約1月後